

令和 8 年度 償却資産（固定資産税） 申告の手引

提出期限 令和 8 年 2 月 2 日（月）

平素から当市税務行政にご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。
固定資産税は、土地や家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有している方は、毎年賦課期日（1 月 1 日）現在に所有している償却資産について
申告していただくことになります。（地方税法第383条）
つきましては、申告書等に必要事項を記入の上、提出期限までに提出してください。

【お知らせ】
令和 3 年 4 月から、償却資産申告書の押印は不要となりました。（記入方法等は、「償却
資産申告書の記入例」を参照してください。）なお、任意で押印していただいても差し支え
ありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

《目次》

1 償却資産の申告について	
（1）申告していただく方	1
（2）申告書の提出方法等	1
（3）申告書の提出先等	1
（4）個人番号・法人番号の記載	1
（5）申告の対象となる資産	2
（6）申告の対象とならない資産	2
（7）申告の方法	2
（8）償却資産申告書等のダウンロード	3
（9）e L T A X（エルタックス）による申告	3
（10）不申告又は虚偽の申告	4
2 償却資産とは	
（1）償却資産の種類と具体例	4
（2）業種別の主な償却資産の具体例	4
（3）償却資産と家屋の区分	5
（4）償却資産の課税対象となる車両	6
（5）国税の取扱いとの主な違い	6
3 税額等の算出方法について	
（1）評価額の算出方法	7
（2）減価残存率表	7
（3）課税標準額の算出方法	8
（4）税額の算出方法	8
4 非課税及び課税標準の特例	
（1）非課税となる償却資産	8
（2）課税標準の特例が適用される償却資産	8
5 申告内容の確認調査	8
6 過年度への遡及等	8
7 提出前のチェック事項	8

- 〔付録〕
①償却資産申告書の記入例／②種類別明細書（増加資産・全資産用）の記入例
③種類別明細書（減少資産用）の記入例

美濃加茂市 総務部税務課 固定資産税係
〒 5 0 5 - 8 6 0 6 岐阜県美濃加茂市太田町 3 4 3 1 番地 1
電話番号 0 5 7 4 - 2 5 - 2 1 1 1 （内線 2 1 6 ・ 5 1 6）

1 償却資産の申告について

(1) 申告していただく方

令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産を所有している法人や個人の方です。
次の方も申告が必要です。

- ア 償却資産を他に賃貸している方
 - イ 所有権移転外リースの場合は、償却資産を所有している貸主の方
 - ウ 所有権移転リースの場合は、原則として償却資産を使用している借主の方
 - エ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個々に申告するのではなく、代表者を決めて共有名義で申告してください。）
 - オ 内装、造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方
 - カ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は原則として買主の方
- ※償却資産を所有していない方は、「該当資産なし」と申告してください。 また、廃業・移転・合併等で全ての資産が減少した方は、その旨を申告してください。

(2) 申告書の提出方法等

- 提出期間：令和8年1月5日（月）から2月2日（月）まで
- 提出方法：①窓口持参、②郵送、③eLTAX（電子申告）のいずれか

(3) 申告書の提出先等

提出先	所在地（窓口）	連絡先
美濃加茂市総務部 税務課固定資産税係	〒505-8606 美濃加茂市太田町3 4 3 1 番地 1 （西館 2 階、窓口㊟）	0574-25-2111 （内線216・516）

(4) 個人番号・法人番号の記載

償却資産申告書には個人番号（マイナンバー、12桁）又は法人番号（13桁）の記載が必要です。
個人番号を記載した申告書を提出いただく際は、番号法に定める本人確認（番号確認、身元確認及び代理権確認）を行います。
窓口持参の場合は、以下の本人確認資料を提示してください。郵送の場合は、その写しを添付してください。
法人番号を記載した申告書を提出いただく場合は、本人確認資料の提示・添付は不要です。

《本人確認資料》

ア 本人が申告書を提出する場合（①と②それぞれ1点必要）

①番号確認資料	「マイナンバーカード」、「通知カード」又は 「住民票の写し（個人番号が記載されたもの）」等
②身元確認資料	「マイナンバーカード」、「運転免許証」又は 「パスポート」等

イ 代理人が申告書を提出する場合（①～③それぞれ1点必要）

①本人の 番号確認資料の写し	「本人のマイナンバーカード」、「本人の通知カード」又は 「本人の住民票の写し（個人番号が記載されたもの）」等
②代理人の 身元確認資料	「代理人のマイナンバーカード」、「代理人の運転免許証」、 「代理人のパスポート」、「代理人の税理士証票」又は 「登記事項証明書及び社員証」（代理が法人の場合）等
③代理権確認資料	「税務代理権限証書」（税理士）又は「委任状」等

※本人が申告書を提出する場合、マイナンバーカードは番号及び身元両方の確認資料となります。
※「通知カード」は、令和2年5月25日に廃止されました。通知カードの記載事項が住民票の記載事項と一致している場合は、番号確認資料として引き続きご利用いただけます。

(5) 申告の対象となる資産

- 令和8年1月1日現在、事業の用に供することができる資産です。
次の資産も申告が必要ですので、ご注意ください。
- ア 償却済資産（耐用年数が経過した資産）
 - イ 建設仮勘定で経理されている資産（完成して事業の用に供している部分）
 - ウ 決算期以後1月1日までの間に取得された資産
 - エ 簿外資産（会社の帳簿に記載されていない資産）
 - オ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
 - カ 未稼働資産（既に完成又は据付け済であるが、未だ稼働していない資産）
 - キ 取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上固定資産勘定に資産計上されている資産
ただし、次のような償却資産は申告の対象となりません。
 - ・耐用年数が1年未満の資産又は取得価額が10万円未満の資産で、税務会計上一時に損金又は必要な経費に算入されたもの
 - ・取得価額が20万円未満の資産で、税務会計上3年間で一括償却し、損金又は必要な経費に算入されたもの
 - ク 取得価額が30万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第28条の2又は第67条の5の適用により即時償却した資産

(6) 申告の対象とならない資産

- 次の資産は、償却資産の対象とはなりませんので、申告の必要はありません。
- ア 自動車税（種別割）・軽自動車税（種別割）の課税対象となるべきもの
 - イ 無形固定資産（例：特許権、営業権、アプリケーションソフトウェア等）
 - ウ 繰延資産（例：開業費、創立費、開発費等）や棚卸資産（商品、貯蔵品等）
 - エ 平成20年4月1日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が20万円未満のもの

(参考) 少額の減価償却資産の取扱いについて

	取得価額 償却方法	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	30万円以上
①	一時損金算入※1※5	申告対象外			
②	3年一括償却※2※5	申告対象外			
③	リース資産（ファイナンス・リース）	申告対象外		申告対象※申告いただく方は1頁（1）参照	
④	中小企業特例※3※5	申告対象			
⑤	個別減価償却※4	申告対象			

- ※1 法人税法施行令第133条又は所得税法施行令第138条
- ※2 法人税法施行令第133条の2第1項又は所得税法施行令第139条第1項
- ※3 租税特別措置法第28条の2又は第67条の5
- ※4 個人の方が取得した10万円未満の資産は必要経費となるため、個別に減価償却することはありません（所得税法施行令第138条）。
- ※5 令和4年4月1日以降に取得し、かつ、貸付け（主要な業務として行われるものを除く。）の用に供する資産は、当該償却方法の対象外となります。

(7) 申告の方法

○提出書類

償却資産の申告に際して提出していただく書類は、主に次の3点です。

- ① 償却資産申告書（償却資産課税台帳）
 - ② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
 - ③ 種類別明細書（減少資産用）

様式は市ホームページ「各種申請書」からダウンロードできます。

- ※申告書の控えが必要な場合は、ご自身で事前にコピーしてください。
- ※申告方式により必要となる提出書類が異なります。次頁の提出書類一覧表を確認してください。
- ※②又は③については、必要枚数をコピーしてください。

○申告方式

ア 一般方式の場合

一般方式とは、初年度に全資産についての申告をし、次年度以降は、資産の増減についてのみ申告する方式です。評価額の算出は市が申告内容に基づいて行うため、必要ありません。また、前年度に申告している方には、申告済み資産の種類別明細書（申告資料）を同封していますので、増加又は減少資産用の種類別明細書を作成する際の参考としてください。

イ 電算処理方式の場合

電算処理方式とは、自社等の電算処理システムによって、全資産についての評価額を算出した申告書を作成する方式です。この場合、市は資産一品ごとのデータ管理を行いませんので、毎年、所有する全資産について申告してください。なお、評価額の算出に当たっては、後述の「3－（1）評価額の算出方法」を参照し、誤りがないようにしてください。

○提出書類一覧表

	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類（様式）		
		令和8年1月1日現在、所有している全ての償却資産	令和7年1月2日から令和8年1月1日までの間に増加又は減少した償却資産	① 償却資産申告書	種類別明細書	
					② 増加資産・全資産用	③ 減少資産用
一般方式	初めて申告する方	○		○	○	
	増加又は減少した資産のある方		○	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方			○※1		
	廃業又は資産を市外に移動した方		○	○※2		○
	償却資産を所有していない方			○※3		
電算処理方式	初めて申告する方	○		○	○	
	前年以前に電算処理方式で申告した方					
	廃業又は資産を市外に移動した方			○※2		
	償却資産を所有していない方			○※3		

- ※1 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」に「増減なし」と記入してください。
※2 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」にその旨（「令和○年○月廃業」等）と記入してください。
※3 償却資産申告書（償却資産課税台帳）の「18備考」に「該当資産なし」と記入してください。

【提出される前に必ず確認してください。】

① 申告書の所有者欄を漏れなく記入してください。
※押印は不要です。当市が送付した、所有者の住所及び氏名がプレ印刷された申告書で提出する場合は、内容に誤りがないことを確認し、内容を変更する場合は、見え消しで修正してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名（例：代表取締役 ○○○○）を記名してください。

② 申告書の「控え」が必要な方は、ご自身でコピーしてお手元に残してください。

③ 申告書の「控え」に当市の受理印が必要な場合は、原本とコピーを提出してください。

④ 郵送で提出される方で、受理印を押印した「控え」が必要な場合は、申告書(原本)とコピー(控え)に加え、切手を貼付し、宛先を記入した返信用封筒を必ず同封してください。

(8) 償却資産申告書等のダウンロード

償却資産の申告に必要な各種様式は、次の場所からダウンロード・印刷できます。

(当市HP) トップ>申請書ダウンロード>(税金)固定資産税>当該ページ

【美濃加茂市ホームページ】<https://www.city.minokamo.gifu.jp/>

(9) e L T A X（エルタックス）による申告

地方税ポータルシステム（通称e L T A X：エルタックス）を利用した、インターネットによる申告も受け付けています。なお、申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、e L T A Xホームページをご覧ください。か、e L T A Xヘルプデスクにお問合せください。

- ① e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp>

② e L T A Xヘルプデスク 電話番号：0570-081459
9時～17時（土・日・休祝日、年末年始を除く）

(10) 不申告又は虚偽の申告

正当な理由がなく償却資産の申告をしなかった場合は、地方税法第386条の規定により過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をすると同法第385条の規定により罰金等を科されることがあります。

2 償却資産とは

(1) 償却資産の種類と具体例

償却資産は、下表のように6種類に分類されます。申告書とともにご提出いただく種類別明細書を作成する際は、この表を参考に「資産の種類」欄のコード（1～6）を記入してください。

資産の種類			主な償却資産の例示
1	構 築 物	構 築 物	屋上看板等の広告設備、駐車場の舗装、門、塀、緑化施設等
		建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、屋外給排水設備、特定の生産又は業務用の設備等 (次頁「償却資産と家屋の区分表」をご参照ください。)
2	機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、建設機械に該当する大型特殊自動車（分類番号が「0、00から09及び000から099」）、機械式駐車設備（ターンテーブルを含む。） 太陽光発電システム等
3	船 舶		ボート、ヨット、釣船、漁船、遊覧船等
4	航 空 機		飛行機、ヘリコプター、グライダー等
5	車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「9、90から99及び 900から999」詳細は6頁）等
6	工具、器具及び備品		パソコン、複写機、事務机、応接セット、測定工具、理美容機器、医療機器、金型、テレビ、エアコン、冷蔵庫、陳列ケース、レジスター、金庫、自動販売機等

(2) 業種別の主な償却資産の具体例

下表は、申告の対象となる業種別の主な償却資産の例示です。

業 種	資産の名称
共 通	駐車場設備、受変電設備、自家発電設備、蓄電池設備、舗装路面、庭園、門、塀、外構、外灯、ネオンサイン、広告塔、中央監視装置、看板、簡易間仕切、応接セット、金庫、キャビネット、エアコン、パソコン、コピー機、レジスター、ロッカー、LAN設備等
小売店	商品陳列ケース、陳列棚、陳列台、自動販売機、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ等
印刷業	各種印刷機、活字盤鑄造機、裁断機等
建設業	ブロックゲージ、ポンプ、ポータブル発電機、ブルドーザー、パワーショベル、コンクリートカッター、ミキサー、大型特殊自動車（※詳細は6頁）等
飲食店	接客用家具・備品、自動販売機、カラオケセット、テレビ、放送設備、冷蔵庫、冷凍庫、日よけ、室内装飾品、厨房設備等
バー、喫茶・軽食	厨房設備、冷蔵庫、自動食器洗浄機、製氷機、エレクトーン等の楽器、ミラーボール等
製パン業、製菓業	窯、オーブン、スライサー、あん練機、ミキサー、厨房設備、ビニール包装機等
理容業、美容業	パーマ器、消毒殺菌器、サインポール、理美容椅子、洗面設備、タオル蒸器、テレビ等
医院、歯科医院	各種医療機器（ベッド、手術台、X線装置、分娩台、心電計、電気血圧計、脳波測定器、CT装置、MRI装置、各種検査機器）、各種事務機器、待合室用ソファ等
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、給排水設備、ビニール包装設備等
不動産貸付業	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の外構工事、駐車場等の舗装等
駐車場事業	柵、照明等の電気設備、駐車装置（機械設備）、駐車場料金精算機、白線、舗装路面等
木工業	帯鋸、糸鋸、丸鋸機、木工スライス盤、カンナ機、研磨盤等
工場	旋盤、ボール盤、プレス機、金型、洗浄給水設備、構内舗装、溶接機、貯水設備、福利厚生設備等

※ただし、家屋として評価されているものは除く。

(3) 償却資産と家屋の区分

設備等の所有者が家屋の所有者と異なる場合は、下表区分にかかわらず全て「償却資産」となります。

設備等の種類		償却資産の対象となる主なもの	家屋に含めるもの
建 築 工 事			床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式
電 気 設 備	受変電設備	変圧器・配電盤等設備一式（配線・配管含む）	
	予備電源設備	発電機・蓄電池・無停電電源設備等（同上）	
	中央監視設備	設備一式（同上）	
	電灯コンセント設備 照明器具設備	屋外の照明設備・特定の業務用設備一式 （外灯等の照明器具及び配線・投光機等）	屋内の照明設備一式（照明器具・配線等）
	電力引込設備	引込工事及び設備一式（屋外配線等含む）	
	動力配線設備	特定の生産又は業務用の設備	左記以外の設備
	電話・LAN設備	電話機・交換機等の機器、LAN設備一式	電話設備の配線・配管、端子盤等
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ等の機器	配線・配管等
	監視カメラ設備	受像機（テレビ）、カメラ	配線・配管等
給排水衛生設備	給排水設備	屋外の設備・特定の生産又は業務用設備 （屋外給水塔・引込工事・井戸等）	屋内の設備 （配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等）
	給湯設備	局所式給湯設備 （電気温水器・湯沸器用・事業用ボイラー等）	局所式給湯設備（UB用、床暖房用） 中央式給湯設備
	ガス設備	屋外の設備・特定の生産又は業務用設備 （屋外の配管・引込工事等）	屋内の配管等
	衛生設備		設備一式（洗面器・大小便器・浴槽等）
	消火設備	消火器・避難器具・ホース及びノズル・ ガスボンベ等	消火栓設備・火災報知器・避雷設備・ スプリンクラー設備等
空調・換気設備		ルームエアコン（壁掛け） 特定の生産又は業務用設備	家屋と一体（天井埋込型）等 左記以外の設備
運 搬 設 備		工場用ベルトコンベア・垂直搬送機	エレベーター・エスカレーター・小荷物専用升降機等
厨 房 設 備		顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店等） 、病院、社員食堂等の厨房設備	左記以外の設備
駐 車 場 設 備		舗装路面・フェンス・機械式駐車場設備等	
外 構 工 事		工事一式（門・塀・緑化施設等）	
そ の 他		洗濯設備・冷却装置・POSシステム・文字 （袖）看板・広告塔・ネオンサイン・簡易間仕 切（衝立）・ごみ処理設備・ブラインド等	

- (注) 1 この一覧表は一般的な区分の例示であり、資産の状況によってはこの例によらない場合もあります。
- (注) 2 屋外に設置されている設備については、上記区分にかかわらず原則として「償却資産」となります。
- (注) 3 税務会計上、家屋と設備を「建物」として一括で減価償却している場合でも、本来個別に減価償却が可能な構築物等の部分については、「償却資産」として申告が必要となります。

【（注）3の例】

※太枠部分が申告対象

税務会計上の取扱い		固定資産税上の取扱い		
資産名称	取得価額（円）	資産名称	区分	取得価額（円）
アパート （外構等含め一式）	70,000,000	⇒ アパート（家屋部分）	家屋	50,000,000
		⇒ 駐車場舗装	償却	7,500,000
		⇒ 自転車置き場、フェンス	償却	7,500,000
		⇒ 植栽その他緑化設備	償却	5,000,000

（４）償却資産の課税対象となる車両

特殊自動車は、その規格によって小型特殊自動車と大型特殊自動車に区分され、小型特殊自動車は軽自動車税、大型特殊自動車は償却資産として固定資産税の課税対象となります。

下表に記載されている車両は大型特殊自動車に該当するため、償却資産の申告が必要です。ナンバー登録の有無にかかわらず、全て申告してください。（地方税法第341条第4号）

種類	自動車の構造及び原動機	大型特殊自動車の要件
建設用等	ショベル・ローダ、タイヤ・ローラ、ロード・ローラ、グレーダ、ロード・スタビライザ、スクレーパ、ロータリ除雪自動車、アスファルト・フィニッシャ、タイヤ・ドーザ、モータ・スイーパー、ダンパ、ホイール・ハンマ、ホイール・ブレーカ、フォーク・リフト、フォーク・ローダ、ホイール・クレーン、ストラドル・キャリア、ターレット式構内運搬自動車、自動車の車台が屈折して操向する構造の自動車、国土交通大臣の指定する構造のカタピラを有する自動車及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記の自動車のうち、以下の要件の一つでも該当する場合は、大型特殊自動車です。 1. 最高速度が時速15kmを超えるもの 2. 自動車の長さが4.7mを超えるもの 3. 自動車の幅が1.7mを超えるもの 4. 自動車の高さが2.8mを超えるもの
農耕作業用	（乗用装置を備えている次の車両） 農耕トラクタ、農業用薬剤散布車、刈取脱穀作業車、田植機及び国土交通大臣の指定する農耕作業用自動車 ※ただし、乗用装置を備えていない場合は、最高速度に関係なく償却資産として固定資産税の対象となります。	左記の自動車のうち、以下の要件に該当する場合は、大型特殊自動車です。 ・最高速度が時速35km以上のもの
その他	ポール・トレーラ及び国土交通大臣の指定する特殊な構造を有する自動車	左記の自動車は、全て大型特殊自動車です。

（５）国税の取扱いとの主な違い

固定資産税（償却資産）と国税（法人税・所得税）では取扱いが異なる点がありますので、注意してください。

項目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則、『固定資産評価基準』＊に定める減価率によります。 （7ページ「減価残存率表」を参照）	【平成19年3月31日以前取得】 旧定率法、旧定額法等の選択制度 （建物については旧定額法） 【平成19年4月1日 ～平成28年3月31日取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物については定額法） 【平成28年4月1日以後取得】 定率法、定額法等の選択制度 （建物及び構築物・建物附属設備については定額法）
前年中の新規取得資産	半年償却	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。	認められます。
特別償却・割増償却 即時償却 （租税特別措置法）	認められません。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の100分の5	備忘価額（１円）
改良費（資本的支出）	区分評価 （改良を加えられた資産と改良費を区分して評価）	原則として区分（一部合算可）
中小企業者等の少額資産の 損金算入の特例 （租税特別措置法）	金額にかかわらず、認められません。	認められます。

＊『固定資産評価基準』とは、地方税法第388条に基づく総務大臣の告示です。

3 税額等の算出方法について

(1) 評価額の算出方法

償却資産の評価は償却資産の取得年月、取得価額及び耐用年数に基づき、申告していただいた資産について一品ごとに賦課期日（1月1日）現在の評価額を算出します。

前年中に取得した資産	前年前に取得した資産
取得価額×（1－r／2） ＝取得価額×A	前年度評価額×（1－r） ＝前年度評価額×B

r：耐用年数に応ずる減価率

A：半年分の減価残存率で《減価残存率表》のA欄の率です。

B：1年分の減価残存率で《減価残存率表》のB欄の率です。

※1月1日取得の資産については、その前年の12月を取得年月とします。

※初年度の評価額は、取得年にかかわらず半年分の減価があったものとして算出します。

（注）算出した評価額が取得価額の5％を下回る場合は、取得価額の5％の額が評価額となります。

(2) 減価残存率表

耐用 年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率		耐用 年数	耐用年数 に応ずる 減価率 r	減価残存率	
		前年中取得 のもの A	前年前取得 のもの B			前年中取得 のもの A	前年前取得 のもの B
2	0.684	0.658	0.316	27	0.082	0.959	0.918
3	0.536	0.732	0.464	28	0.079	0.960	0.921
4	0.438	0.781	0.562	29	0.076	0.962	0.924
5	0.369	0.815	0.631	30	0.074	0.963	0.926
6	0.319	0.840	0.681	31	0.072	0.964	0.928
7	0.280	0.860	0.720	32	0.069	0.965	0.931
8	0.250	0.875	0.750	33	0.067	0.966	0.933
9	0.226	0.887	0.774	34	0.066	0.967	0.934
10	0.206	0.897	0.794	35	0.064	0.968	0.936
11	0.189	0.905	0.811	36	0.062	0.969	0.938
12	0.175	0.912	0.825	37	0.060	0.970	0.940
13	0.162	0.919	0.838	38	0.059	0.970	0.941
14	0.152	0.924	0.848	39	0.057	0.971	0.943
15	0.142	0.929	0.858	40	0.056	0.972	0.944
16	0.134	0.933	0.866	41	0.055	0.972	0.945
17	0.127	0.936	0.873	42	0.053	0.973	0.947
18	0.120	0.940	0.880	43	0.052	0.974	0.948
19	0.114	0.943	0.886	44	0.051	0.974	0.949
20	0.109	0.945	0.891	45	0.050	0.975	0.950
21	0.104	0.948	0.896	46	0.049	0.975	0.951
22	0.099	0.950	0.901	47	0.048	0.976	0.952
23	0.095	0.952	0.905	48	0.047	0.976	0.953
24	0.092	0.954	0.908	49	0.046	0.977	0.954
25	0.088	0.956	0.912	50	0.045	0.977	0.955
26	0.085	0.957	0.915	51	0.044	0.978	0.956

【計算例】取得価額：230,000円、取得年月：令和7年5月、耐用年数：4年のパソコン

令和8年度 $230,000円 \times 0.781 = 179,630円$

令和9年度 $179,630円 \times 0.562 = 100,952円$

令和10年度 $100,952円 \times 0.562 = 56,735円$

令和11年度 $56,735円 \times 0.562 = 31,885円$

令和12年度 $31,885円 \times 0.562 = 17,919円$

令和13年度 $17,919円 \times 0.562 = 10,070円 < 11,500円$ （取得価額の5%）

※令和13年度で算出額が取得価額の5%を下回るので、これ以降11,500円で評価されます。

（3）課税標準額の算出方法

各資産の評価額を合算した額が課税標準額（1,000円未満切捨て）となります。

課税標準の特例の適用を受ける資産がある場合は、該当資産の評価額にそれぞれ特例率を乗じて得た額を基に課税標準額を算出します。

（4）税額の算出方法

課税標準額に基づき、税額を算出します。

課税標準額（1,000円未満切捨て）	×	税率（100分の1.4）	=	税額（100円未満切捨て）
--------------------	---	--------------	---	---------------

※課税標準額が150万円（免税点）未満の場合は、課税されません。

4 非課税及び課税標準の特例

（1）非課税となる償却資産

地方税法第348条及び同法附則第14条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有している方は、「固定資産税・都市計画税非課税申告書」をご請求の上、必要事項を記入し、非課税内容に係る資料とともに提出してください。

（2）課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定により、課税標準の特例が適用される資産については、固定資産税が軽減されます。特例の適用がある資産を所有している場合は、申告書に根拠法令を明示し、それを証明する書類を添付してください。書類については、個別にお問合せください。

5 申告内容の確認調査

申告書の受付後、償却資産の申告内容が適正であることを確認するために、地方税法第353条及び第408条の規定に基づいて電話でのお問合せや資料提供のご依頼、現地調査を行っておりますので、その際にご協力をお願いいたします。また、地方税法第354条の2に基づき、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行うことがあります。

調査の結果、資産の申告漏れ等が判明した場合は、申告内容の修正をご依頼することがありますので、ご了承ください。

6 過年度への遡及等

調査に伴う申告内容の修正や資産の申告漏れ等による賦課決定に際しては、その年度だけではなく、資産を取得された翌年度まで（原則として地方税法第17条の5第5項の規定により5年度分）遡及することとなります。なお、過年度分について追加課税となった場合は、通常の納期とは異なり、納期は1回となりますのでご注意ください。

7 提出前のチェック事項

提出前に、確認してください。

☐ 償却資産申告書の所有者欄に「住所、氏名」を記入（又は印字）されていますか。

☐ 償却資産申告書の「6 この申告に応答する者の係及び氏名」欄に連絡先を記入されていますか。

☐ 非課税や特例の資産を所有されている場合は、償却資産申告書の「10 非課税該当資産／11 課税標準の特例」欄の有に○をつけていますか。

☐ 電算処理方式の場合、全資産の種類別明細書は添付されていますか。

☐ 控えの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封されていますか。

① 償却資産申告書の記入例

【3】 個人番号又は法人番号
個人の場合は個人番号（12桁）を、法人の場合は法人番号（13桁）を右詰めで記入してください。償却資産を共有している方は、記入不要です。

【5】 事業開始年月
個人の場合は事業を開始した年月を、法人の場合は設立年月日を記入してください。

【6】 この申告に応答する者の係及び氏名
申告書の内容についての問合せ先となる経理担当等の部署、氏名及び電話番号を記入してください。

申告書を提出する年月日を記入してください。

【7】 税理士等の氏名
税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名及び

【1】 住所
住所と電話番号を記入してください。住所が印字されている場合は内容を確認していただき、捺消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。

令和 YY 年 MM 月 DD 日
美濃加茂市長 藤井 浩人 宛
505-0041
美濃加茂市太田町1111番地
美濃加茂債却資産 株式会社
代表取締役 美濃加茂 一郎

受付印

1 住所 (ふりがな) 氏名 (ふりがな) 氏名	2 氏名 (ふりがな) 氏名	3 個人番号又は法人番号 (12桁)	4 事業開始年月 (西暦年・月・日)	5 事業開始年月 (西暦年・月・日)	6 償却資産の種類 (13桁)	7 償却資産の種類 (13桁)
美濃加茂債却資産 株式会社 代表取締役 美濃加茂 一郎	美濃加茂 一郎	505-0041	平成29年12月	平成29年12月	美濃加茂債却資産 株式会社 代表取締役 美濃加茂 一郎	美濃加茂債却資産 株式会社 代表取締役 美濃加茂 一郎

【2】 氏名 ※押印不要
個人の場合は、氏名と屋号（ない場合は不要）を記入してください。
法人の場合は、名称及び代表者の氏名（例：代表取締役〇〇〇）を記入してください。
氏名が印字されている場合は、その内容を確認していただき、内容を変更する場合は、捺消線を引き、余白に正しい内容を記入してください。
償却資産を共有されている方は、「代表者外〇名」という共有名称で記入してください。
併せて、申告書右下にある「18備考」に共有者全員の住所及び氏名を記入してください。

※ 所有者コード

8 短縮耐用年数の承認
9 増加償却の届出
10 非課税該当資産
11 課税標準の特例
12 特別償却又は圧縮記載
13 税務会計上の償却方法
14 青色申告

【8】～【14】
各項目の有無等について、該当する方を○で囲んでください。
※8～11が有の場合、関係書類を添付してください。12が有の場合であっても、適用前の取得価格で申告してください。

【15】 資産の所在地
資産の所在地が、住所と異なる場合に記入してください。

【16】 借用資産
借用（リース・レンタル）資産の有無について、該当する方を○で囲んでください。
借用資産がある場合は、貸主の名称、住所及び電話番号を記入してください。

【17】 事業所用家屋の所有区分
該当する方を○で囲んでください。

資産の種類	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ))
1 構築物	6,500,000		6,720,000	13,220,000
2 機械及び装置				
3 船舶				
4 航空機				
5 車両及び運搬具				
6 工具、器具及び備品	2,090,655	871,000	1,300,213	2,519,868
7 合計	8,590,655	871,000	8,020,213	15,739,868

資産の種類	評価額 (イ)	決定価格 (ロ)	課税標準額 (ハ)
1 構築物			
2 機械及び装置			
3 船舶			
4 航空機			
5 車両及び運搬具			
6 工具、器具及び備品			
7 合計			

初めて申告する方は、所有する資産の取得価額を資産の種類別に集計し、その合計額を「前年中に取得したもの(ハ)」に記入してください。

以前に申告をしたことがある方は、
「前年前に取得したもの(イ)」に、所有する資産の取得価額の合計が印字されています。
廃棄等により、前年中に減少した資産については「前年中に減少したもの(ロ)」に、
取得等により、前年中に増加した資産については「前年中に取得したもの(ハ)」に、
その取得価額の種類の合計額を記入してください。

「計((イ)-(ロ)+(ハ))」の欄には、現在所有している資産の取得価額の合計を記入してください。

※前年に一般方式により申告した方には、償却資産種類別明細書（申告資料）を同封していますので、申告の参考としてください。

一般方式による申告の場合は、記入不要です。
電算処理方式による申告の場合にのみ、記入してください。

【18】 備考（添付書類等）
次のような事項について該当がある場合に記入してください。
備考欄に記入しきれない場合は、別用紙（任意様式）に記入してください。

- 前年中に資産の増減がない場合 → 『増減なし』
- 前年中に廃棄等をした場合 → 『〇〇年〇月廃棄』
- 種類別明細書以外の添付書類がある場合 → 『添付した書類の名称』（例：「短縮耐用年数承認書の写」「増加償却の届出書の写」等）
- 特例の適用対象資産がある場合 → 『その旨及び適用条項』
- 前年中に住所、氏名（名称）等の変更があった場合 → 『変更年月日及び、変更前の住所、氏名（名称等）』
- その他、この申告に関して必要な事項及び評価の参考となるべき事項記入しきれない場合は、別紙で添付してください。

② 種類別明細書（増加資産・全資産用）
の記入例

【取得年月】

資産を取得した年月を記入してください。
年号は、以下の数字を記入してください。
〔1：明治〕〔2：大正〕〔3：昭和〕〔4：平成〕〔5：令和〕
1月1日に取得した資産は、前年の12月としてください。

【種類別明細書（増加資産・全資産用）】

初めに申告する方、又は電算処理方式で申告する方は、〔全資産用〕を○で囲み、申告すべき全資産を記入してください。
前年に、一般方式で申告したことがある方は、〔増加資産〕を○で囲み、同封した種類別明細書に記載されていない資産のみを記入してください。

【耐用年数】

減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第1から別表第6まで（別表第3及び第4を除く）に掲げる耐用年数を記入してください。
なお、中古資産については、見積耐用年数による場合はその耐用年数を、国税局長の承認を得ての短縮耐用年数による場合はその耐用年数を、それぞれ記入してください。

令和 8 年度

※ 市町村 コード	所有者コード	分割	年度	ページ数
	宛名キーコード			

種類別明細書（増加資産・全資産用）

第二十六号様式別表一（提出用）

行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		(4) 取 得 価 額 千 円 十 億 百 万 千 円	(5) 減 価 償 却 率	(6) 耐 用 年 数	(7) 課 税 標 準 額 千 円 十 億 百 万 千 円	増 加 事 由		枚 数
					年 号	月					増 加 事 由	要 約	
01	1		カ フ エ ミ ノ カ モ ハ イ ス イ セ ツ ビ '（テナント）	1	5	7	2	0.	1	5	1・2 3・4		1
02	1		カ フ エ ミ ノ カ モ エ イ セ ツ ビ '（テナント）	1	5	7	2	0.	1	5	1・2 3・4		1
03	1		チ ユ ウ シ ヤ シ ' ヨ ウ ホ ソ ウ コ ウ シ '	1	5	5	1	0.	1	0	1・2 3・4		1
04	6		ハ ' ソ コ ン	1	5	7	2	0.	4	0.	1・2 3・4		1
05	6		エ ア コ ン	1	5	5	4	0.	6	0.	1・2 3・4		1
06	6		レ イ ソ ' ウ コ	1	5	7	2	0.	6	0.	1・2 3・4		1
07	6		レ イ ト ウ コ	1	5	7	2	0.	6	0.	1・2 3・4		1
08								0.			1・2 3・4		
09								0.			1・2 3・4		
10								0.			1・2 3・4		
11								0.			1・2 3・4		
12								0.			1・2 3・4		
13								0.			1・2 3・4		
14								0.			1・2 3・4		
15								0.			1・2 3・4		
16								0.			1・2 3・4		
17								0.			1・2 3・4		
18								0.			1・2 3・4		
小 計				7			8 020 213						

【資産の種類】

- 〔1：構築物〕
〔2：機械及び装置〕
〔3：船舶〕
〔4：航空機〕
〔5：車両及び運搬具〕
〔6：工具、器具及び備品〕

から選択し、該当する数字を記入してください。

【資産の名称等】

資産の名称や規格等を左詰で記入してください。

記入する必要
はありません。

一般方式の場合、記入する必要はありません。
電算処理方式の場合のみ、算出の上、記入してください。

【摘要】

当該資産に係る特記事項として①～⑧のような事項を記入してください。

①資産の申告漏れがあった場合は、その旨の表示

【例：申告漏れ】
②課税標準の特例の適用がある資産については、その旨の表示と適用条項

【例：特349の3①】

③他の市町村からの移動等により受け入れた資産については、移動の年月等

【例：R7.20〇市から移動】

④耐用年数の短縮を適用している資産については、その旨の表示

【例：短縮】

⑤中古資産の見積耐用年数を適用している資産については、その旨の表示

【例：見積耐用年数】

⑥増加償却を行っている資産については、その旨の表示

【例：増加償却】

⑦耐用年数省令の改正により耐用年数を変更する場合は、その旨の表示

【例：H20改正前10年】

⑧その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項

注意 「増加事由」の欄は、1新品取得、2中古品取得、3移動による受入れ、4その他のいずれかに○印を付けてください。

③ 種類別明細書（減少資産用）の記入例

※今回初めて申告をする方には、この様式は使用しないため、同封していません。

令和 8 年度

※ 市町村コード	所有者コード	分割
		G

種類別明細書（減少資産用）

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額 十億 百万 千 円	耐 用 年 数	申 告 年 度	減少の事由及び区分				摘 要		
					年 号	年 月				1 売却 3 移動	2 滅失 4 その他	1 全部 2 一部				
01	6	4 2 1 0 0 0 1	ハ° ソコン	1	4	2 0 8	350 000	4	2 1	1	2	3	4	1	2	令和5年4月廃棄（申告漏れ）
02	6	4 1 9 0 0 0 1	レイソ'ウコ	1	4	1 8 2	321 000	6	1 9	1	2	3	4	1	2	令和7年6月〇市へ移動
03	6	4 2 3 0 0 0 1	ハ° ソコン	1	4	2 2 4	200 000	4	2 3	1	2	3	4	1	2	取得価額400,000円（2台）のうち200,000円（1台）を売却
04											1	2	3	4	1	2
05											1	2	3	4	1	2
06											1	2	3	4	1	2
07											1	2	3	4	1	2
08											1	2	3	4	1	2
09											1	2	3	4	1	2
10											1	2	3	4	1	2
11											1	2	3	4	1	2
12											1	2	3	4	1	2
13											1	2	3	4	1	2
14											1	2	3	4	1	2
15											1	2	3	4	1	2
16											1	2	3	4	1	2
17											1	2	3	4	1	2
18											1	2	3	4	1	2

同封の「種類別明細書」の中で、廃棄等により前年中に減少している資産があれば、これらの項目について転記してください。
記入した内容が種類別明細書と異なる場合は、減少した資産が正確に把握できないことがありますので、転記誤りのないようお願いいたします。

数量及び取得価額の合計を頁ごとに記入してください。

【数量・取得価額】
減少した資産の数量及び取得価額を記入してください。
なお、資産の一部が減少した場合は、その減少した部分に相当する数量及び取得価額（＝元の数量及び取得価額から差引き数及び金額）を記入してください。

【所有者名】
資産を所有する者の氏名（法人の場合は名称）を記入してください

第二十六号様式別表二（提出用）

【減少の事由及び区分】
資産が減少した事由及びその区分について、該当するものを○で囲んでください。

- （減少の事由）
- 1 売却 → 資産の売却による減少
 - 2 減失 → 資産の廃棄による減少
 - 3 移動 → 美濃加茂市外への移動による減少
 - 4 その他 → 上記のいずれにもよらない理由の場合
- ※〔4 その他〕の場合は、摘要欄に具体的な減少事由を記入してください。

- （減少の区分）
- 1 全部 → その資産の全体が減少した場合
 - 2 一部 → その資産の一部が減少した場合
- ※〔2 一部〕の場合は、摘要欄にそ

【摘要】
減少の事由が〔4 その他〕の場合は、その具体的な理由を記入してください。

減少の区分が〔2 一部〕の場合は、種類別明細書に記載されている数量及び取得価額のうち、減少した分がいくらかわかるように記入してください。

その他、資産が減少したことについて必要な事項を適宜記入してください。

記入しきれない場合は、別紙として添付してください。

同封の「種類別明細書」の中で、廃棄等により前年中に減少している資産があれば、これらの項目について転記してください。
記入した内容が種類別明細書と異なる場合は、減少した資産が正確に把握できないことがありますので、転記誤りのないようお願いいたします。

数量及び取得価額の合計を頁ごとに記入してください。